

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、匝瑳市と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成20年10月17日付け国土交通省総建発第197号等通知（以下「建設流通政策審議官通知」という。）に規定された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の建設工事請負契約書第5条第1項ただし書による譲渡承諾手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 保証事業に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、匝瑳市が発注する建設工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の対象となった工事は対象外とする。

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権は、請負契約に係る工事（以下「請負工事」という。）が完成した場合における建設工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する匝瑳市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の匝瑳市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人は保証事業を利用しようとする請負者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は保証事業を行うために財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、匝瑳市が当該請負工事の出来形を、2分の1以上に到達したと認めた日以降に行うことができる。なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、工事履行報告書(次条に定める工事履行報告書をいう。)の受領をもって足りる。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡の承諾申請は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の各号に掲げる書類を当該各号に定める部数を匝瑳市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(別記様式第1号) 3通
- (2) 工事履行報告書(別記様式第2号) 1通
- (3) 締結済の債権譲渡契約証書(別記様式第3号に準拠して作成したものに限り。以下同じ。)の写し 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(発行の日から3か月以内のものに限り。以下同じ。) 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類 1通

2 前項の書類は、契約担当課に持参することにより行わなければならない。郵送その他持参以外の方法による提出は認めない。

(債権譲渡の承諾基準)

第7条 債権譲渡の承諾基準は、別表のとおりとする。

(債権譲渡の承諾)

第8条 匝瑳市長は、第6条に規定する債権譲渡の承諾申請書類の提出があったときは、別表に掲げる事項を確認し、承諾の可否を決定し、その旨を遅滞なく債権譲渡承諾書(別記様式第1号)により債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ通知するものとする。

- 2 前項の規定により債権譲渡を承諾した場合は、市長は、直ちに債権譲渡整理簿(別記様式第4号)にその旨を記載する。
- 3 第1項の規定により提出のあった債権譲渡承諾書のうち1部は契約担当課長が保有するものとする。また当該承諾書の写しを当該請負工事の契約書に綴り合わせて保有するとともに、当該承諾書の写しを会計管理者に送付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 匝瑳市長は、第6条各号に定める債権譲渡の承諾申請書類のいずれかのものの提出が無い場合又は別表に掲げる事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の規定に該当する場合には、速やかにその旨を債権譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡不承諾通知書（別記様式第5号）により通知するとともに、債権譲渡整理簿にその旨を記載するものとする。

（出来形確認）

第10条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来形確認を行うものとする。

2 債権譲受人は、前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、工事出来形確認協力依頼書（別記様式第6号）を匝瑳市長に提出するものとする。

3 前項の工事出来形確認協力依頼書の提出があった場合は、匝瑳市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第8条第1項の匝瑳市長の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、匝瑳市長に融資実行報告書（別記様式第7号）を提出するものとする。

2 匝瑳市長は、融資実行報告書を受領した場合は、当該報告書の提出があった日以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払いを請求するときは、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める部数を匝瑳市長に提出するものとする。

- （1） 工事請負代金請求書（別記様式第8号） 1通
- （2） 債権譲渡承諾書の写し 1通
- （3） 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- （4） 債権譲渡契約証書の写し 1通

3 債権譲渡された請負代金の支出伝票には、その摘要欄に「債権譲渡（請負人の商号）分」と朱書きするものとする。

(不正時の対応)

第13条 保証事業の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人や債権譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めるときは、匝瑳市は、当該不正を行った請負者又は債権譲受人を第4条の規定にかかわらず、債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負者や債権譲受人が匝瑳市に提出した書面が明らかに内容の虚偽、偽造又は改ざんがなされた不正なものであったときは、匝瑳市は、融資制度の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月13日から施行し、平成33年3月31日までの間に限り効力を有する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。